

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第41号

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）の一部を次のように改正する。

第13条河川公園課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条道路課の項に次の1号を加える。

(13) 市営駐車場（片原駐車場に限る。）に関する事。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。